

会員規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本感染対策協会（以下「当協会」という）が認定する会員に対する規約として定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は当協会に入会した企業又は団体、個人（以下「企業等」という）が、会員として行う一切の行為に適用とする。

(会員)

第3条 当協会の会員は次の4種がある。

- (1) 正会員1：当協会において施設認定を受けた企業等。
- (2) 正会員2：当協会において製品認定を受けた企業等。
- (3) 賛助会員：当協会の目的事業を賛助する企業等であり、当協会において承認を得た者。
- (4) パートナー会員：当協会及びパートナー会員の目的を達成する為に、協力関係が必要とされる企業等であり、当協会において承認を得た者。

(入会金及び年会費)

第4条 入会金は、初年度年会費を含め正会員1が3万円（非課税）、正会員2が3万円（非課税）、賛助会員が1010万円（非課税）とし、パートナー会員は無料とする。

2 年会費は、正会員1が5万円（非課税）、正会員2が5万円（非課税）、賛助会員が1010万（非課税）とし、パートナー会員は無料とする。

3 会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日とする。ただし、次年度以降は、年度の終わりまでに翌年度の年会費を1年分全納する。

4 正会員1・2に限り、7月以降に入会申込を行う場合、入会金は2.5万円（非課税）とする。

(入会申込)

第5条 当協会に入会を希望する企業等は、当協会宛に所定の入会申込書を書面、電子メール等により入会申込を行う。

(入会審査)

第6条 入会申込があった場合は、当協会は入会審査のうえ社員総会の承認を持って、入会承認をするか否かを決定し審査通知結果をメールにて通知。また、入会審査基準及び入会を

拒否された場合の内容、理由等について当協会は公表しない。

2 審査結果通知受領後30日以内に第4条に定める入会金を納入すること。

(会員資格有効期間と更新)

第7条 会員資格有効期間は、当協会の会計年度である1月1日から同年12月31日とする。

2 会員資格有効年度の10月末までに退会届がない限り、会員資格は自動更新されるものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

(1) 退会した場合

(2) 除名された場合

(3) 法人の会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがなされた場合とする。

(4) 当協会が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、当協会に対し退会の届出をすることにより退会することができる。

(除名)

第10条 当協会は会員が次の各号のいずれかに該当し、相当であると認めた場合、会員を事前予告なく除名することができる。

(1) 当協会および当協会関係者の名誉を棄損、または当協会からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当協会の目的に反する行為があったとき

(2) 会員としての品格を損なう行為があったとき。

(3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

(4) 当協会に提出した登録情報に虚偽の内容があるとき。

(5) 本規約に違反したとき。

(6) その他、当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとする。

(変更の届出)

第11条 会員は、その名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に 変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行う。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(会員の権利およびサービス)

第12条 会員は、次の権利を有する。

(1) 当協会の付与する認定ロゴ・協会ロゴ・ステッカー等を使用することができる権利。ただし、当協会の事業目的にそぐわない使用は認められない。また取り扱いについては以下を遵守。もし本規約に違反し、又は不適切に使用された場合には、当協会は会員資格を取り消すほか必要な法的措置をとることができる。

①マーク・ロゴ・ステッカーを第三者に譲渡または貸与をしてはならない。

②マーク・ロゴ・ステッカーを使用するにあたり、薬機法や景品表示法等を遵守し、消費者が誤解を招くような表示をしてはならない。

③マーク・ロゴ・ステッカーを編集して使用してはならない。

④マーク・ロゴ・ステッカーを使用するにあたり、事実と異なる文言と並べて表記してはならない。

(2) 当協会の催事等に参加することができる権利。

(3) 当協会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。

2 協会が認定した製品や施設の情報及び、会員情報を当協会のHPに掲載する。

3 退会又は除名により会員の資格を喪失した場合は、前項の一切の権利を喪失する。

(秘密情報及び個人情報保持)

第13条 会員は、本契約について知りえた情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはならない。

(禁止事項)

第14条 会員は無断で当協会の名称等、またその活動主旨・活動内容を利用して、利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない他、次に定める行為をしてはならない。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。

(2) 当協会や他の会員又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は

侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(3) 他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(4) 当協会の許可なく、当協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行うこと。

(5) 当協会の許可なく、当協会と競業する事業を行う、又は競合する事業に関わること。

(免責及び損害賠償)

第15条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当協会は一切責任を負わない。

2 会員は、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わない。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わない。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当協会は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わない。

6 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当協会に重過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わない。

7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当協会は一切責任を負わない。

8 当協会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わない。

9 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当協会は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当協会が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

10 会員が本規約に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとする。

11 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

12 会員の責務において生じた紛争・トラブルについては、当協会は一切の責任を負わない。

(反社会的勢力への対応)

第16条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当協会又は当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができる。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的な関与をしている法人等でなく、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

4 当協会は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償する。

(本規約の追加・変更)

第17条 当協会は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附則

本規約は、2022年5月2日より施行する。